

(注意)

- 1 該当する文字又は数字を記載すること。
- 2 年齢は、届出年の12月31日現在の満年齢を記載すること。
- 3 「免許の種別」の欄は、保有する全ての免許について記載すること。
- 4 「主たる業務」の欄は、保健師免許、助産師免許及び看護師免許のうち2以上の免許を有する場合について、その主たる業務の一つについて記載すること。
- 5 「業務に従事する場所」の欄は、2以上の場所で業務に従事している場合については、その主たるもの一つについて記載すること。
- 6 「D 助産所」の「分娩の取扱いあり」「分娩の取扱いなし」については、分娩の取扱いの実績の有無に関わらず、現在、分娩の依頼に応ずる体制がある場合は、「分娩の取扱いあり」の項目に記載すること。
- 7 事業所内に設置された診療所については、「B 診療所」ではなく「H 事業所」に含むものとする。
- 8 「E 介護保険施設等」は、「A 病院」、「B 診療所」及び「D 訪問看護ステーション」に該当するものを除くものとする。
- 9 「F 社会福祉施設」は、「A 病院」から「E 介護保険施設等」までに該当するものを除くものとする。
- 10 「雇用形態」は、次により記載すること。
 - ・「1 正規雇用」とは、施設が直接雇い入れた者であって、契約期間が限定されていない者を指すこと。
 - ・「2 非正規雇用(1又は3に該当しない者)」とは、パートタイマー、アルバイト、準社員、嘱託、臨時社員など名称にかかわらず、「1 正規雇用」「3 派遣(紹介予定派遣を含む)」に該当しない者を指すこと。
 - ・「3 派遣(紹介予定派遣を含む)」とは、派遣会社から派遣されている者を指すこと。
- 11 「常勤換算」は、「雇用形態」にかかわらず、次により記載すること。
 - ・「1 フルタイム労働者」とは、1週間の所定労働時間が40時間程度(1日8時間・週5日勤務等)の者を指すこと。
 - ・「2 短時間労働者」とは、フルタイム労働者と比較して、1週間の所定労働時間が短い者を指すこと。
 - ・また「2 短時間労働者」は常勤換算した数値を記入すること。この場合、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位で記入することとするが、0.1に満たない場合は0.1と記入すること。

$$\text{常勤換算} = \frac{\text{短時間労働者の1週間当たりの労働時間}}{\text{フルタイム労働者の1週間当たりの所定労働時間}}$$

例)フルタイム労働者の1週間の所定労働時間が40時間で、

	①週2日8時間勤務の場合(アルバイト等)
	②週5日6時間勤務の場合(育児短時間勤務等)
$\frac{\begin{array}{l} \textcircled{1}8\text{時間} \times 2\text{日} \\ \textcircled{2}6\text{時間} \times 5\text{日} \end{array}}{40\text{時間}} =$	① 0.4人 ② 0.8人

- 12 「従事開始の理由」は、次により記載すること。
 - ・「1 新規」とは、免許取得後、初めて保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事した場合(ただし、2以上の免許を有する場合、最初の免許を取得後に従事した場合とする。)を指すこと。
 - ・「2 再就業」とは、現在の就業場所に従事開始前1年間に保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事していない場合(ただし、「1 新規」を除く。)を指すこと。
 - ・「3 転職」とは、現在の就業場所に従事開始前1年間に保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事したことがある場合を指すこと。
 - ・「4 その他」とは、「1 新規」、「2 再就業」、「3 転職」のいずれにも該当しない場合を指すこと。
- 13 「看護師の特定行為研修の修了状況」は、次により記載すること。
 - ・「看護師の特定行為研修」とは、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第37条の2第2項第4号に規定する研修を指し、「指定医療機関」とは、同項第5号に規定する特定行為研修を行う者を指すこと。
 - また、「特定行為区分」とは、同項第3号に規定する特定行為の区分を指し、「領域別パッケージ研修」とは、保健師助産師看護師法 第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令(平成27年厚生労働省令 第33号)別表第4の備考第5号に規定するとおり実施した研修を指すこと。
 - ・「修了した特定行為区分」の欄は、該当する全ての特定行為区分について記載すること。
 - ・「修了した領域別パッケージ研修」の欄は、該当する全ての特定行為区分について記載すること。

(保健師・助産師・看護師・准看護師) 業務従事者届

(令和4年12月31日現在)

・太線黒枠内に裏面の注意事項と記載例を参考に、記入してください。

フリガナ	ワカヤマ ハナコ		性別	生年月日			年齢
氏名	和歌山 花子		2	1. 令和 / 2. 平成 / 3. 昭和 / 3. 西暦 47 年 4 月 2 日			46
住所	和歌山 都 道 和歌山 市区 小松原通1-1		保有する全ての免許 について記載			令和4年12月31日現在の 満年齢	
免許の種類	免許交付者	登録番号	登録年月日				
保健師	1. 厚生労働大臣 2. 都道府県知事	第 1 2 3 4 5 号	1. 令和 / 2. 平成 / 3. 昭和 6 年 5 月 20 日				
助産師	1. 厚生労働大臣 2. 都道府県知事	第 1 2 3 4 5 6 号	1. 令和 / 2. 平成 / 3. 昭和 7 年 5 月 10 日				
看護師	1. 厚生労働大臣 2. 都道府県知事	第 1 2 3 4 5 6 号	1. 令和 / 2. 平成 / 3. 昭和 5 年 5 月 15 日				
准看護師	1. 関西広域連合長 2. 都道府県知事	第 号	1. 令和 / 2. 平成 / 3. 昭和 年 月 日				
主たる業務	1. 保健師業務 2. 助産師業務 3. 看護師業務						2つ以上の免許を有 する場合、主たる業 務を記載
業務に 従事する 場所	18	下記1～26のいずれかを記入してください					
	1 病院		14 指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)				
	2 有床診療所		15 居宅サービス事業所				
	3 無床診療所		16 居宅介護支援事業所				
	4 分娩の取扱いのある助産所(開設者)		17 12～16以外の介護保険施設等				
	5 分娩の取扱いのある助産所(従事者)		18 老人福祉施設				
	6 分娩の取扱いのある助産所(出張のみ)		19 児童福祉施設				
	7 分娩の取扱いのない助産所(開設者)		20 18、19以外の社会福祉施設				
	8 分娩の取扱いのない助産所(従事者)		21 保健所				
	9 分娩の取扱いのない助産所(出張のみ)		22 都道府県(21を除く)				
10 訪問看護ステーション(管理者)		23 市町村(21を除く)					
11 訪問看護ステーション(従事者)		24 事業所(事業所内診療所を含む)					
12 介護老人保健施設		25 看護師等学校養成所又は研究機関					
13 介護医療院		26 その他()					
所在地	コード	右下の勤務地コード票を参照の上、記入してください					
	1 1	和歌山 市町村	小松原通1-1				
名称	和歌山県福祉保健部健康局医務課					電話番号	0734412605
雇用形態	1	1. 正規雇用 2. 非正規雇用(1又は3に該当しない者) 3. 派遣(紹介予定派遣を含む)					
常勤換算	1	1週間あたりの所定労働時間が40時間程度(1日8時間・週5日勤務) 1. フルタイム労働者 2. 短時間労働者					
常勤換算数	0.	上記「常勤換算」で「2. 短時間労働者」を選択された方は記入してください (常勤換算数の算出については裏面の注意事項を参考に記入してください)					
業務に 従事する 場所	従事期間	3	1. 1年未満 2. 1年以上2年未満 3. 2年以上				
	従事開始理由	上記「従事期間」で「1. 1年未満」又は「2. 1年以上2年未満」を選択された方は記載して下さい 1. 新規 2. 再就業 3. 転職 4. その他					
	特定行為研修 の 修了の有無	2	1. 有 2. 無				
看護師の 特定行為 研修の 修了状況	該当する全ての特定行為区分について、記載して下さい						
	1 呼吸器(気道確保に係るもの)関連			12 創部ドレーン管理関連			
	2 呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連			13 動脈血液ガス分析関連			
	3 呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連			14 透析管理関連			
	4 循環器関連			15 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連			
	5 心臓ドレーン管理関連			16 感染に係る薬剤投与関連			
	6 胸腔ドレーン管理関連			17 血糖コントロールに係る薬剤投与関連			
	7 腹腔ドレーン管理関連			18 術後疼痛管理関連			
	8 ろう孔管理関連			19 循環動態に係る薬剤投与関連			
	9 栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カテーテル管理)関連			20 精神及び神経症状に係る薬剤投与関連			
	10 栄養に係るカテーテル管理(末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理)関連			21 皮膚損傷に係る薬剤投与関連			
	11 創傷管理関連						
○ 終了した領域別パッケージ研修							
22 在宅・慢性期領域			25 救急領域				
23 外科術後病棟管理領域			26 外科系基本領域				
24 術中麻酔管理領域			27 集中治療領域				
備考							

2つ以上の場所で従事している場合、主たる場所を記載

正規雇用... 施設が直接雇い入れ 契約期間が限定されていない。非正規雇用... 正規雇用・派遣以外 派遣... 派遣会社から派遣

フルタイム労働者より労働時間が短い方。(常勤換算) 短時間労働者の1週間あたりの労働時間÷フルタイム労働者の1週間あたりの所定労働時間

小数点以下第2位を四捨五入

新規: 免許取得後、初めて就業した場合

再就業: 就業する前の1年間、看護職員として従事していない場合

転職: 就業する前の1年間、看護職員として従事している場合

その他: 上記以外

産前産後休暇中、育児休暇中等について記載

令和4年12月31日現在において、特定行為研修の指定医療機関から「特定行為研修修了証」が交付されている場合は「有」を記載